

藤枝市的人事行政の運営等の状況について

1 任免及び人数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(令和7年4月1日現在・人)

部門	区分	職 員 数			主な増減理由
		令和6年	令和7年	対前年増減	
一般会計	市長部局等	615	626	11	重点施策の推進他
	教育関係	109	107	▲2	業務職の減員
	小計	724	733	9	
特別会計	病院	968	981	13	医療、看護体制の充実
	病院以外	75	76	1	下水道事業の体制変更
	小計	1,043	1,057	23	
合 計		1,767	1,790	35	

(2) 採用及び退職の状況 (令和6年度)

(人)

部門	区分	採用	離 職								失職	合計		
			退 職					免 職						
			定年	勧奨	普通	死亡	任期満了	分限	懲戒					
一般会計	市長部局等	28	11	0	8	0	0	0	0	0	0	19		
	教育関係	2	1	0	1	1	0	0	0	0	0	3		
	小計	30	12	0	9	0	0	0	0	0	0	22		
特別会計	病院	99	6	0	82	0	0	0	0	0	0	88		
	病院以外	4	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2		
	小計	103	8	0	69	0	0	0	0	0	0	77		
合 計		134	22	0	78	0	0	0	0	0	0	102		

(注) 採用は、令和6年4月2日から令和7年4月1日の間に採用した者の人数である。

■定員管理のための取組

質の高い市民サービスを持続的に提供できるよう、長期的な視点で職員採用を実施し、優秀な人財を確保していくとともに、デジタル化や業務改善を進めながら効率的な行政運営を実現していくことで、定数管理を進めています。

各施策の事務量を十分に把握し、真に求められる事業には重点的な人財を充てるなど、職員が持てる力を最大限発揮できる体制を整備してまいります。

2 給与の状況

(1) 人件費の状況 (令和6年度普通会計決算)

歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費比率 (B/A)
615 億 9,168 万円	81 億 4,949 万円	13.2%

(2) 職員給与費の状況 (令和7年度普通会計当初予算)

職員数 (人) A	職 員 給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
802 人	32.2 億円	7.8 億円	13.6 億円	53.6 億円	669 万円

(注1) 職員数には会計年度任用職員は含まない。

(注2) 職員手当には退職手当を含まない。

(3) 平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (令和7年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	326,785円	415,126円	39.6歳
技能労務職	365,969円	418,203円	54.2歳

(注) 平均給与月額とは、給料及び職員手当（扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当等）の合計である。

(4) 初任給の状況 (令和7年4月1日現在)

区分	藤枝市	国
一般行政職	大学卒	225,600円
	高校卒	201,000円

(5) 勤続年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和7年4月1日現在)

区分	勤続年数10年	勤続年数20年	勤続年数25年	勤続年数30年
一般行政職	大学卒	271,888円	363,950円	394,276円
	高校卒	252,833円	350,400円	一円
技能労務職	高校卒	一円	一円	一円
	中学卒	一円	一円	一円

(6) 一般行政職の等級別職員数の状況 (令和7年4月1日現在)

等級	基準となる職務（代表的なもの）	職員数（人）	構成比（%）
1級	主事補、技師補、主事及び技師の職務	189	24.1
2級	主任主事及び主任技師の職務	137	17.5
3級	主査の職務	78	10.0
4級	主任主査の職務	74	9.5
5級	係長の職務	100	12.8
6級	主幹の職務	117	15.0
7級	課長の職務	68	8.7
8級	部長、福祉事務所長、議会事務局長、監査委員事務局長、及び会計管理者の職務	19	2.4
計		782	100.0

(注1) 「職員の給与に関する条例」に基づく等級別基準職務表の区分による職員数である。

(7) 期末・勤勉手当の状況（令和7年4月1日現在）

(単位：月分)

区分	藤枝市			国		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
6ヶ月期	1.25	1.05	2.3	1.25	1.05	2.3
12ヶ月期	1.25	1.05	2.3	1.25	1.05	2.3
計	2.5	2.1	4.6	2.5	2.1	4.6

(8) 退職手当の状況（令和7年4月1日現在）

区分	藤枝市		国	
	自己都合	勧奨・定年	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.270750月分	28.0395月分	33.270750月分
勤続35年	39.7575月分	47.709000月分	39.7575月分	47.709000月分
最高限度	47.7090月分	47.709000月分	47.7090月分	47.709000月分
1人当たりの平均支給額	12,382千円	定年23,377千円	—	

(注) 1人当たりの平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された退職手当の平均額である。

(9) その他の主な手当の内容

ア 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給率	3.0%
1人当たりの平均支給年額（令和6年度普通会計決算額）	116,772円

イ 特殊勤務手当（令和6年度普通会計決算）

区分	全職種
支給対象人数と職員全体に占める割合	4人 (0.5%)
1人当たり平均支給年額	435円
手当の種類（手当数）	3種類
手当の名称	1 感染症防疫作業手当 2 防疫等作業手当 3 行旅死亡人取扱作業手当

ウ 時間外勤務手当（令和5年度・令和6年度普通会計決算）

6年度	支給総額	407,929千円
	1人当たり支給年額	575千円
5年度	支給総額	352,146千円
	1人当たり支給年額	501千円

エ 扶養手当、住居手当、通勤手当（令和7年4月1日現在）

	内 容	国の制度 との異同	国の制度と異なる内容
扶 養 手 当	<p>(1)配偶者 3,000 円</p> <p>(2)満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子 1 人につき 11,500 円</p> <p>(3)満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫 1 人につき 6,500 円</p> <p>(4)満 60 歳以上の父母及び祖父母 1 人につき 6,500 円</p> <p>(5)満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹 1 人につき 6,500 円</p> <p>(6)重度心身障害者 1 人につき 6,500 円</p> <p>※子のうち満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子がいる場合 当該子 1 人につき 5,000 円加算</p>	一部 異なる	<p>国 行政職俸給表（一）8級相当</p> <p>(1)配偶者 0 円</p> <p>(2)父母等 3,500 円</p>
住 居 手 当	<p>[借家・借間居住者] 支給対象者 12,000 円を超える 家賃・間代を支払っている職員 最高支給限度額 27,000 円</p> <p>[実際に居住し、所有権を有する（共有含む）職員または、主としてその収入によって世帯の生計を支えている場合] 支給額 4,700 円</p>	異なる	<p>[借家・借間居住者] 支給対象者 16,000 円を超える 家賃・間代を支払っている職員 最高支給限度額 28,000 円</p> <p>[実際に居住し世帯主である場合] 支給なし</p>

通勤手当	[交通機関等利用者]		異なる	[交通機関等利用者]		
	最高支給限度額	55,000 円		最高支給限度額	*150,000 円	
	[交通用具使用者]			*新幹線等利用者は特別料金等の額を含む		
	片道 2km 未満で、自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であるもの	2,500 円		片道 5km 未満	2,000 円	
	片道 2km 以上 4km 未満	5,500 円		片道 5km 以上 10km 未満	4,200 円	
	片道 4km 以上 6km 未満	7,400 円		片道 10km 以上 15km 未満	7,100 円	
	片道 6km 以上 8km 未満	9,300 円		片道 15km 以上 20km 未満	10,000 円	
	片道 8km 以上 10km 未満	11,200 円		片道 20km 以上 25km 未満	12,900 円	
	片道 10km 以上 12km 未満	13,200 円		片道 25km 以上 30km 未満	15,800 円	
	片道 12km 以上 15km 未満	15,000 円		片道 30km 以上 35km 未満	18,700 円	
	片道 15km 以上 20km 未満	17,300 円		片道 35km 以上 40km 未満	21,600 円	
	片道 20km 以上 25km 未満	19,300 円		片道 40km 以上 45km 未満	24,400 円	
	片道 25km 以上 30km 未満	21,200 円		片道 45km 以上 50km 未満	26,200 円	
	片道 30km 以上 35km 未満	23,200 円		片道 50km 以上 55km 未満	28,000 円	
	片道 35km 以上 40km 未満	25,500 円		片道 55km 以上 60km 未満	29,800 円	
	片道 40km 以上	27,800 円		片道 60km 以上	31,600 円	
※駐車場利用者には 4,000 円を上限に補助				最高限度額	75,000 円	
[併用者(交通機関と交通用具)]						
最高支給限度額		55,000 円				

(10) 特別職の給与等の状況（令和 7 年 4 月 1 日現在）

区分		給料月額・報酬月額	期末手当の支給割合	
給料	市長	900,000 円	6 月期	2.325 月分
	副市長	720,000 円	12 月期	2.325 月分
報酬	議長	500,000 円	計	4.65 月分
	副議長	435,000 円	[加算率]	15%
	委員長	415,000 円	6 月期	1.775 月分
	議員	410,000 円	12 月期	1.775 月分
			計	3.55 月分
			[加算率]	45%

3 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況（令和7年4月1日現在）

勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
7時間45分	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分

(2) 年次有給休暇の使用状況（令和6年実績）

区分	一人当たり平均使用日数
市長部局等	12日3時間
教育委員会	11日6時間
病院	8日4時間
計	7日1時間

※有給休暇は、時間単位で取得可能

(3) 特別休暇等の導入状況（令和7年4月1日現在）

特 別 休 暇 等 の 取 得 要 件
「公務上又は通勤による負傷・疾病」、「負傷・疾病（含結核）」、「忌引」、「父母の祭日」、「夏季」、「親族の看護」、「結婚」、「産前」、「産後」、「生理」、「授乳育児」、「配偶者の出産」、「男性の育児参加」、「妊婦の保健指導等」、「妊婦の通勤緩和」、「妊婦の休息・補食」、「妊婦の妊娠障害」、「出生サポート」、「住居の被災」、「災害事故等による交通遮断」、「災害回避」、「検疫法等による交通遮断」、「選挙権等の公民権行使」、「証人等の出頭」、「骨髓液提供（ドナー）」、「ボランティア」、「介護」

（注）取得要件等は、「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」及び「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」により定められている。

4 休業に関する状況

育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の取得者数（令和6年度実績）（人）

		育児休業	部分休業	育児短時間勤務
市長部局等	男性	9	1	0
	女性	21	8	0
教育委員会	男性	0	0	0
	女性	1	4	2
病院	男性	11	0	0
	女性	37	21	5
合 計	男性	20	1	0
	女性	59	33	7

（注）当該年度に新たに育児休業、部分休業又は育児短時間勤務を取得した人数である。

5 分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数 (令和6年度) (人)

区分	降任	免職	休職	降給	合計
市長部局等	0	0	17	0	17
教育委員会	0	0	0	0	0
合計	0	0	17	0	17

(注) 分限処分とは、職員がその職務を十分に果たしえない場合等に、本人の意に反して行う処分を言う。

(2) 懲戒処分者数 (令和6年度) (人)

区分	戒告	減給		停職	免職	合計
市長部局等	1	0		0	0	1
教育委員会	0	0		0	0	0
合計	1	0		0	0	1

(注) 懲戒処分とは、職員の一定の服務義務違反に対して、道義的責任を追求するために行う処分を言う。

6 服務の状況

(1) 服務規律遵守のための取組み (令和6年度)

区分	取組内容
市長部局等	各種選挙時、年末年始等における綱紀粛正や交通安全意識の徹底等の服務規律遵守のための通知を発出した。また、職員研修等を通じ、内容の周知及び意識の向上を図った。

(2) 兼職・兼業の許可件数 (令和6年度) (件)

区分	許可件数	主な許可事例
市長部局等	4	学校運営協議会委員、保護司、成年後見人、自然公園指導員
教育委員会	0	
病院	375	大学非常勤講師、市民大学講師、など
合計	379	

(注1) 上記の許可は、地方公務員法第38条第1項及び教育公務員特例法第17条第1項に基づくものである。

7 退職管理の状況 (令和7年4月1日現在) (人)

区分	市	市の関係団体	その他	合計
市長部局等	7	2	3	12
教育委員会	1	0	0	1
病院			1	
合計	21	0	4	25

※市を昨年度定年退職した者で、再就職した者が対象

※区分の内、「市」は再任用職員や非常勤職員等として藤枝市に就職した者

8 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の概要等（令和6年度）

区分	概要
全職員	<p>【市長部局等】</p> <p>日本一の職員づくりを目指し、藤枝型新公共経営の理念にある、真に市民の役に立つ優れた“人財”を計画的、戦略的に育成するため、「新・人財育成基本方針」に基づき、職員一人一人の改革意欲、使命感と行動力、技術力（スキル）の向上及び専門力のある総合職員の育成に重点を置いた研修を実施し、年間を通じて階層別集合、派遣、職場、自己啓発支援、特別の各研修に延べ2,873名の職員が参加しました。職員が職員を育てる「藤枝型職員養成体制」の取組としては、特別職や幹部職員による市職員の意識の高揚を図る講義「職員修練道場」及び各課の職員が講師となり知識を伝授する「職員寺子屋」を開催し、職員による「人財育成」に努めました。</p> <p>さらに、広域的な行政運営を学ぶとともに、幅広い視野と専門知識の習得、人脈形成を目的に、延べ14名の職員について外部団体との人事交流、派遣を行いました。</p> <p>また、公務に有用な資格を取得した職員10名に専門知識の習得に対する支援を行い、職員の専門力の向上を図りました。これらの人財育成の取組を通じて職員の自己啓発意識が向上し、専門性を獲得した延べ111名の職員が、静岡産業大学「地方自治論A」の講義をはじめ、様々な大学の講義やシンポジウムに登壇しました。</p> <p>【病院】</p> <p>病院専門職として必要な医療安全、感染対策、保険診療研修は、全職員が受講できるよう予め研修内容を録画し、院内の講堂等で視聴する場を複数回設けた。また、新規採用職員研修などチーム医療として欠かせない研修は多職種合同により実施した。</p>

(2) 勤務成績の評定の概要（令和6年度）

区分	概要
全職員	「藤枝市人財育成 フォローアップ制度基本方針」に基づき、医師等を除く全職員を対象に能力及び実績に基づく評価を行うとともに、人財育成の基礎資料として活用した。

9 福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断等の実施状況（令和6年度）

区分	市役所	病院	計
健康診断 受診者	645人	877人	1,522人
人間ドック 受診者	637人	78人	715人
ストレスチェック 受検者数	1,092人	1,142人	2,234人

(2) 公務災害等の認定状況等（令和6年度） (件)

区分	市長部局等	教育委員会	病院	計
認定	公務災害	6	1	30
	通勤災害	0	0	1
	計	6	1	37

(3) その他主な福利厚生事業の概要（令和6年度）

区分	概要
市長部局等 教育委員会 病院	<p><互助会></p> <ul style="list-style-type: none"> 職員の福利厚生事業の運営のため、藤枝市では2つの互助会を組織している。病院においては「藤枝市立総合病院職員互助会」を、病院以外の職場においては「藤枝市職員互助会」を組織している。 2つの職員互助会では、平成25年度より市からの補助金の受入れを休止し、会員掛け金での運営とした。保養所施設利用助成、余暇有効活用等助成、各種祝金・弔慰金等の給付、体育・文化クラブ活動助成、自己啓発助成、脳ドック助成等の事業を行っている。 <p>【藤枝市立総合病院職員互助会】</p> <p>会員数 1,006人（令和6年4月1日現在） 会員掛け金額 18,041千円</p> <p>【藤枝市職員互助会】</p> <p>会員数 814人（令和6年4月1日現在） 会員掛け金額 14,385千円</p>

10 公平委員会の業務の状況（令和6年度）

業務の種類	件数
不利益処分に関する審査請求	0件
勤務条件に関する措置の要求	0件